

登米市復興推進計画

平成 28 年 6 月 3 日
宮 城 県 登 米 市

1. 計画の区域

登米市全域

2. 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、最大震度 7 を記録し、東北地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした。本市においても、隣接する自治体の沿岸部等で 32 名の市民が死亡または行方不明となっているほか、2 千棟を超える住家が半壊以上の被害を受けるとともに、多くの農業、商工業、公共施設等においても甚大な被害が発生した。また、東日本大震災に起因した福島第一原子力発電所事故に伴う影響が、市民生活や経済活動においても深刻な問題となっている。

こうした中、全国で実績をもつ学校法人が、多様化の進む高等学校生徒に対し、本市で特徴ある新たな広域通信制高等学校を設置する事業に対する支援を実施することにより、教育事業を通じ、本市のみならず、沿岸部も含めた地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図るため、中核的な役割を担う学校法人が行う通信制高等学校の新設の為の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

学校法人三幸学園（以下「対象事業者」という。）が、本市米山町において通信制高等学校を新設するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における日本標準産業分類の「学校教育（中分類）」（以下「学校

教育」という。)は、「教育、学習支援業(大分類)」に占める割合が、従業員数で上位2番目となっている。また、対象事業者の従業員数は本市の学校教育において本事業実施後42%(事業完了後計画10人)を占めることになり、本市の学校教育に果たす役割として中核的な位置付けとなるものである。

このような中、対象事業者は本市内に通信制高等学校を新設し、新規雇用者10名程(沿岸部から3名)を予定しており、本市並びに、東日本大震災の津波等により著しい被害を受けた近隣沿岸部での雇用創出や、地域経済の活性化に寄与する計画となっている。また、具体的な場所は、旧宮城県米山高等学校で、地域がこれまで学校を育み、高校教育に対する理解を持っている場所であり、地域にとって有効な資産かつ伝統ある校地・校舎を使用することは、学ぶうえで最適な環境である。そして、本市は、宮城県内における随一の米生産量を誇る穀倉地帯であり、農作物の地産地消の取り組みや、生産・加工・販売を手掛ける6次産業化を先駆的に取り組む農業生産法人や個人が存在することから、高等学校では普通科としながらも、地域の特徴を活かし、農業や6次産業化に関わる学校設定科目や特別・課外活動等を設定し、実践的な教育機会を提供し、キャリア意識を醸成するとともに、知識・技能を有した卒業生が、地域産業に従事することに繋がれば、農業においては新規就農者数となり、農業就業人口の減少や農家の高齢化といった問題の解決の一助に貢献できると考えられる。このように、対象事業者が本市内に通信制高等学校を設立する事業は、計画の目標にある「教育事業を通じ、本市のみならず、沿岸部も含めた地域経済の活性化と雇用機会の創出を図る」ために必要かつ有効な事業であるとともに、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社三菱東京UFJ銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金(3億円以上)を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給(法第44条の規定に基づく措置)

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市の学校教育の主要企業となる対象事業者が通信制高等学校を新設することによって、地域企業の優秀な人材の確保や技術向上などにも繋がり、地域企業へ与える経済効果も期待される。また、これらの効果は、本市のみならず沿岸部の雇用機会を創出し、地域経済の活力再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の見解を聴取した。

また、本市、宮城県、株式会社三菱東京UFJ銀行及び対象事業者を構成員とする登米市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。